

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 殿						
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)				
京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町 真宗大谷派宗務所内		学校法人 真宗大谷学園 理事長 熊 谷 電話 075-371-5521				
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。						
特定事業者の主たる業種	学校					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成 18年 4月 ~ 平成 20年 3月					
基本方針	空調設備が電気・都市ガスの使用量の多くを締めている為、高効率設備更新を長期的に計画しエネルギー消費量の削減を計る。					
推進体制	大学、中・高等学校、幼稚園の各現場ごとの更新計画を立て長期的にエネルギーの消費量削減を計る。					
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	18~19	空調設備	旧式・非効率の空調機を高効率の機器の更新に努める。不要な照明・空調をこまめに停止するよう努力する。			
	19~20	空調設備	引続き設備更新を進める。設備運転記録より効率の良い機器の運転状況を根拠し実施計画を練る。			
	18~19	照明設備	教室・図書館・研究室の照明ボタンを見直し、不要照明場所の部分消灯ができるようにする。			
	19~20	その他施設の見直し	校舎建替え・改修計画に伴い地球温暖化防止に有効な資材の採用・自然エネルギーの導入などを検討・設計に盛り込む。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (平成19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)
	A 事業所等排出区分	大学 2691 t 中高 694 t 幼稚園 26 t 計 3412 t	大学 2585 t 中高 662 t 幼稚園 26 t 計 3273 t	-4.1 %	大学 2,586 t 中高 646 t 幼稚園 24 t 計 3,266 t	-4.3 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 3412 t	*2 3,273 t	-4.1 %	*4 3,266 t	-4.3 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		報告年度(実績) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	(購入量) kwh	(削減量) t	
削減量等合計		*3 t	*5 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 3,412 t	目標年度(計画) (*2)-(*3) 3273.0 t	削減率(計画) -4.1 %	報告年度(実績) (*4)-(*5) 3,266 t	削減率(実績) -4.3 %	
特記事項	今後も昨年度同様に省エネ・温室効果ガス排出抑制に努める。					
連絡先	担当部署 担当者氏名 住所 電話番号 ファクシミリ番号					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の土地の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 注5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条約指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。